

議第19号

京都市災害救助基金条例の制定について

京都市災害救助基金条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市災害救助基金条例

(設置の目的)

第1条 災害救助法（以下「法」という。）第21条第1項各号列記以外の部分に規定する費用の支弁に必要な財源に充てるため、法第22条の規定に基づき京都市災害救助基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 次に掲げるものは、基金として積み立てるものとする。

- (1) 予算をもって定める金額
- (2) 前条の目的のための寄付金

(繰替運用)

第3条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第4条 基金は、次に掲げる費用の支弁に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 法第18条各項の規定により支弁する費用
- (2) 法第19条の規定による補償に要する費用
- (3) 法第20条第1項の規定による求償に対する支払に要する費用（同条第4項の規定による求償に対する支払に要する費用を含む。）

(4) 法第27条に規定する管理に要する費用

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

京都市災害救助基金を設置する必要があるので提案する。